

湯沢町ホームページ広告取扱要領

制定 平成19年11月 5 日

改正 平成20年 3 月25日

平成27年 9 月14日

令和 2 年 3 月16日

(目的)

第1条 この要領は、湯沢町のホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町ホームページ 湯沢町が管理するホームページのことをいう。

(2) バナー広告 町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 町ホームページ広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先のホームページ内容の範囲は、湯沢町広告掲載要綱第4条及び湯沢町広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

2 町税の滞納がある者の広告は、掲載できないものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第5条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、町長が指定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、掲載希望月の最初の日を掲載開始日、末日を掲載終了日とする。

2 広告掲載希望者が複数月の掲載を望むときは、町長は12か月を限度として申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、町ホームページ等の広報印刷物で公募するものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 町長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 町ホームページへの広告掲載希望者は、湯沢町ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)により、次の各号に掲げる書類を添付して、持参、郵送、ファックス又は電子メールで、町長が指定する期間内に申し込むものとする。

(1) 会社案内、パンフレット等(事業内容、社歴等が確認できるもの)

(2) 納税証明書等(湯沢町に納付する義務のある税の納税の事実が確認できるもの)

(3) 資格、免許を必要とする業種については、資格又は免許証の写し、諸証明書の写し等の書類

(広告掲載の決定)

第10条 町長は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について湯沢町ホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書(第2号様式)により広告掲載希望者に通知するものとする。

3 町長は、広告掲載希望者が、第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、町内に事業所等を有するもの

(3) 前号の規定するもの以外の私企業又は自営業で町内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業又は自営業等

4 前項の規定によって、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、先着順により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第11条 広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容等について、町長の承諾を受けなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿を町長が指定する期日までに、町長が定める方法により提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料の納付)

第13条 広告主は、町長の指定する期日までに、広告掲載料を支払うものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第14条 広告の内容及びデザイン等については、湯沢町及び町ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、湯沢町広告審査委員会において審査を行うとともに、広告主と湯沢町が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、第4条に規定するもののほか、町長が別に定める。

(広告内容等の変更)

第15条 町長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第16条 町長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 広告主、広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違

反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他町ホームページへの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。
(広告掲載の取り下げ)

第17条 広告主は自己の都合により、町ホームページの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、湯沢町ホームページ広告掲載取り下げ申出書（第3号様式）により町長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の還付)

第18条 町長は、次の各号に該当する場合には、納付済み広告掲載料を広告主に還付する。

(1) 広告掲載期間内に、湯沢町の都合で町ホームページを閉鎖した場合。ただし、閉鎖日数が連続して24時間未満の場合は、広告掲載料の還付は行わない。

(2) その他広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したとき。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、1月を31日とし日割り計算により還付する。

3 第1項の規定により還付を受けるときは、湯沢町ホームページ広告掲載料還付請求書（第4号様式）により町長に請求するものとする。

4 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第20条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに湯沢町の担当課に連絡するものとする。

(広告掲載の延長)

第21条 広告主が掲載の延長を望むときは、広告枠の空き状況により掲載を認める場合がある。この場合において広告主は、掲載終了月の1月以上前までに湯沢町の担当課に連絡し確認をとるものとする。

(裁判管轄)

第22条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、湯沢町の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別に協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は湯沢町広告掲載要綱の規定を適用する。

第25条 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月8日から施行する。

附 則 (平成20年要領第1号)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年要領第5号)

この要領は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年要領第2号)

この要領は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

大きさ	縦100ピクセル×横340ピクセル
形式	GIF形式（アニメ不可、透過GIF不可）、JPEG、PNG
データ容量	20キロバイト以下
代替テキスト	30文字以内（企業・団体の正式名称は除く）
掲載料	1か月から5か月までの掲載 1月につき15,000円 6か月連続掲載の場合は1か月分を減免する。 12か月連続掲載の場合は2か月分を減免する。